

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇告示 森林区施業計画等の公表
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条人事課中第七号として次の一号を加える。

七 自治研修所に関する事

第十二条林務課中第二十号を次のように改める。

二十 山林事務所及び林業試験場に関する事

第二十一条第一項中「鳥取県養老院」を

「鳥取県自治研修所 鳥取県養老院」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

甲類附属機関にそれぞれの長を、係及び分場に係長及び分場長を置き、特に必要があると認めるときは次長を置くことができる。

第二十三条に次の一項を加える。

5 次長は、長をたすけて、所属事務に従事し、その長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第二十三条の次に次の一条を加える。
(鳥取県自治研修所)

